

# 財団法人名古屋キリスト教女子青年会寄付行為

(財団法人設立年月日 1956年8月3日)

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この法人は、財団法人名古屋キリスト教女子青年会と称する。

第 2 条 この法人は、事務所を名古屋市中区新栄町2丁目3番地に置く。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 3 条 この法人は、キリスト教の信仰にもとづき、青年女子の人格向上をはかり奉仕の精神を養い、キリスト教の理想とする社会の建設を図ると共に名古屋キリスト教女子青年会の土地、建物、その他の資材を所有し、維持することを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 心身の健全な発育に資する事業(宗教教育、体育)
2. 知性の向上に資する事業(成人教育、学校補習教育、職業補導教育)
3. 社会に資する事業(グループ教育、国際教育、その他)
4. 各種学校の経営に資する事業
5. 社会奉仕に資する各種の事業
6. 前各号に規定する各種の事業に要する土地、建物、その他の資材の所有と維持
7. その他目的を達するために必要な事業

## 第 3 章 資 産 及 び 会 計

第 5 条 この法人の資産は次の通りである。

1. この法人設立当初日本キリスト教女子青年会代表者植村環及び名古屋キリスト教女子青年会代表者長松一枝の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品及び補助金
5. その他の収入

第 6 条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入された資産で構成する。

運用財産は基本財産以外の資産とする。

寄付金であって寄付者の指定あるものは、その指示に従う。

- 第 7 条 この法人の基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。
- 第 8 条 基本財産は消費し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経、且つ愛知県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又担保に供することができる。
- 第 9 条 この事業の事業遂行に要する費用は、事業から生ずる果実及び事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。
- 第 10 条 この法人事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前理事長が編成し理事会の議決を経て愛知県教育委員会に届け出なければならない。  
事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第 11 条 この法人の収支決算は、会計年度終了後二箇月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに、監事の意見をつけて理事会の承認を受け、愛知県教育委員会に報告しなければならない。  
この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入するか、又は翌年度に繰り越すものとする。
- 第 12 条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担を又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、且つ愛知県教育委員会の承認を得なければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。
- 第 13 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

#### 第 4 章 役員及び職員並びに幹部委員

- 第 14 条 この法人に次の役員を置く。  
理事 7 名（内理事長 1 名、常務理事 1 名）  
監事 2 名
- 第 15 条 理事長、理事及び監事は幹部委員会でこれを選任する。  
前項の規定にもかかわらず名古屋キリスト教女子青年会総幹事の職位にあるものは、その在職中理事とする。
- 第 16 条 理事長は法人の事務を総理し、この法人を代表する理事長に事故があるとき、又は欠けたときは常務理事がその職務を代行する。  
常務理事は名古屋キリスト教女子青年会総幹事の職位にあるものをもってあてる。  
常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議にもとづき、日常の事に従事し、且つ幹部委員会の決議した事項を処理する。
- 第 17 条 理事は理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

第18条 監事は民法第59条の職務を行なう。

第19条 この法人の役員任期は二年とする。但し再任を妨げない。

補欠又は増員による役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは尚、その職務を行なう。役員はこの法人の役員たるにふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中でも幹部委員会及び理事会の議決によりこれを解任することができる。

第20条 この法人の事務を処理するために職員を置く。

職員は幹部委員会が推薦した者につき理事長が任命する。職員は有給とする。

第21条 この法人には幹部委員会を置く。幹部委員は12名～18名(内委員長1名)とする。

幹部委員及び委員長は、別に定める細則によって会員の資格を取得した会員中から会員がこれを選挙する。委員長は幹部委員会の会務を処理する。

第22条 幹部委員任期は2年とする。但し引きつづき3回まで選挙されることができる。

補欠による幹部委員任期は前任期間とする。

幹部委員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、尚その職務を行なう。

第19条第4項の規定は幹部委員に準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは「幹部委員」とよみかえるものとする。

幹部委員は幹部委員会を組織し、この寄付行為に定める事項を審議する。

## 第5章 会 議

第23条 理事会は毎年2回理事長が招集する。但し理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時会を招集しなければならない。理事会の議長は理事長とする。

第24条 理事会は理事現在数3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。但し当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したもの又は他の出席者に委任したものは、これを出席者とみなす。理事会の議事はこの寄付行為に別段の定がある場合を除く外、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議決の決するところに従う。

第25条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ幹部委員会の意見を聞かなければならない。

1. 収支予算及び収支決算についての事項

2. 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項

3. その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

第23条及び前条は幹部委員会に準用する。この場合において第23条中「理事会」及び「理事」とあるは「幹部委員会」及び「幹部委員」とよみかえるものとする。

但し、招集する者又は議長となる者は委員長とする。

第26条 すべて会議には議事録を作製し、議長及び出席者代表2名署名捺印の上これを保存する。

## 第6章 寄付行為の変更並びに解散

第27条 この寄付行為は理事現在数及び幹部委員現在数各々3分の2以上の同意を得、且つ愛知県教育委員会の許可を受けなければ変更することができない。

第28条 この法人の解散は理事現在数及び幹部委員各々4分の3以上の同意を経、且つ愛知県教育委員会の許可を受けなければならない。

第29条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数全員の同意を経且つ愛知県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

## 第7章 補 則

第30条 この寄付行為施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

### 付 則

この法人設立当初の理事及び監事は次の通りである。

理 事 (理事長)	長 松 一 枝
理 事 (常任理事)	山 田 美 代
理 事	樋 田 ケ イ
理 事	水 野 し の ぶ
理 事	浦 田 静 江
監 事	本 間 夙 子
監 事	増 田 はる ゑ

### 付 則

改正後の寄付行為は1989年4月1日から施行し、現に理事に就任している者は、改正後の寄付行為により選任された者とみなし、その任期は1990年5月14日までとする。